

アクションプラン推進施策等について

平成31年3月18日
第17回 計画部会



内閣府 民間資金等活用事業推進室

優先的検討について

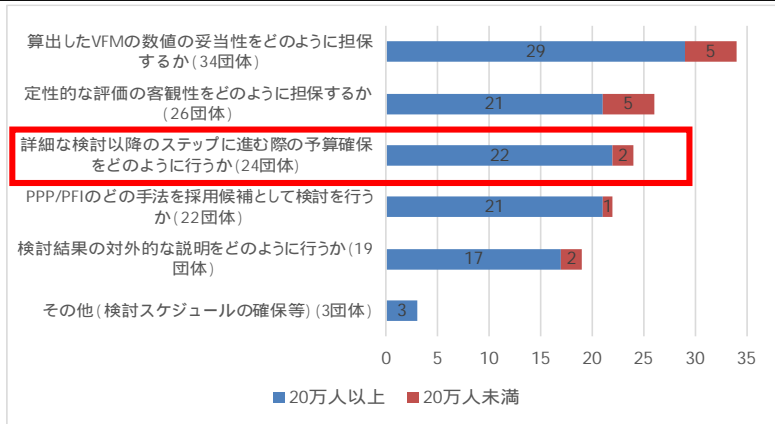
(内閣府調べ)

H30.3末時点の優先的検討規程の策定・運用状況

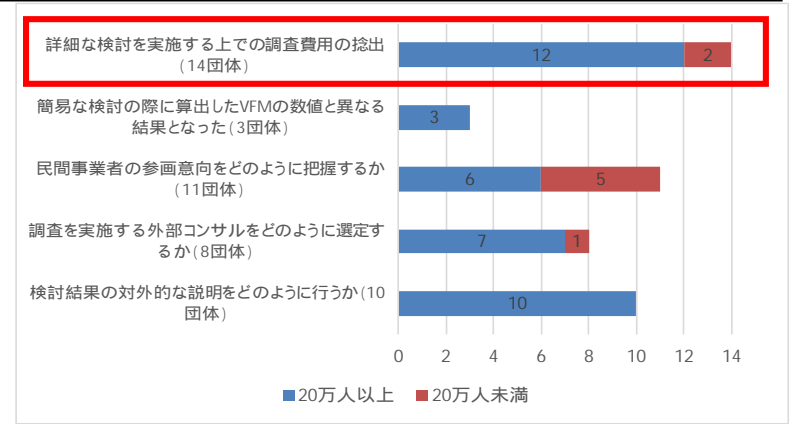
() 優先的検討規程の策定前に案件の検討を開始した団体を含む

策定主体		団体総数	規程策定済の団体数		規程に基づきH29年度に 具体案件を検討した団体数()	規程策定済または PFI実施経験を有する団体数	
国		13	12	92.3%	3	13	100%
地方公共団体	都道府県	47	44	93.6%	18	46	98%
	政令市	20	20	100.0%	14	20	100%
	人口20万人以上の市区	111	78	70.3%	30	94	85%
	小計	178	142	79.8%	62	160	90%
	人口20万人未満の市区町村	1,610	35	2.2%	8	177	11%
	合計	1,788	177	9.9%	70	337	19%

簡易な検討を実施する上で課題となった内容



詳細な検討を実施する上で課題となった内容



左右のグラフ共に、「PPP/PFI実施状況アンケート調査(H29.9)」より

- 人口20万人以上の地方公共団体の約8割が優先的検討規程を策定。
- 優先的検討の課題として、特に導入可能性調査の費用捻出が確認されたことから、導入可能性調査をコンサル委託せず、地方公共団体職員自らが実施できるような手法(VFM評価の簡素化等)を事業推進部会で検討し、「PPP/PFI導入可能性調査簡易化マニュアル～公共施設の空調設備・更新等事業を例として～」を策定。

概要

PPP / PFI手法の適用を従来手法に優先して検討する規程(優先的検討規程)を策定・運用して、実際の事業を進捗させようという段階を支援(地方公共団体の人口規模は問いません。)

支援内容

対象

庁内でPPP/PFI手法を検討する具体の事業があり、かつ、優先的検討規程を策定済み又は平成31年度末までに策定予定の地方公共団体
(地方公共団体の人口規模は問いません)

過年度の支援実績

【平成30年度】

茂原市(千葉県)

高山市(岐阜県)

【平成29年度】

米子市(鳥取県)

【平成28年度】

小金井市(東京都)

上越市(新潟県)

福井市(福井県)

松本市(長野県)

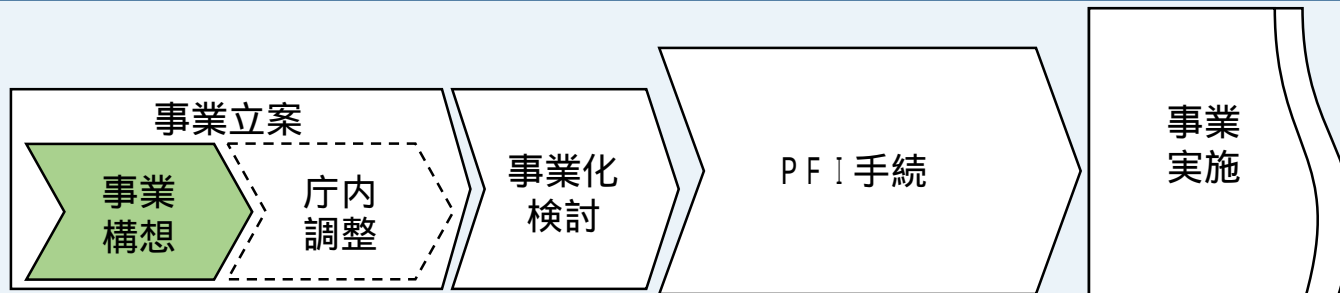
富士市(静岡県)

具体的な実施事項(例)

コンサルタントによる資料提供や助言、内閣府職員やコンサルタントの地方公共団体への派遣等により、地方公共団体が行う優先的検討規程の策定、あるいは、対象事業に関する優先的検討規程の運用の初期段階を実際に事業化することを念頭に支援

- ・ 優先的検討規程の策定に係る助言
- ・ 他の地方公共団体が策定した優先的検討規程の優良事例に関する情報提供
- ・ 優先的検討規程の運用方法に関する助言
- ・ 対象事業の類似事例におけるPPP / PFI手法の導入効果や特徴に関する情報提供
- ・ 対象事業の実施に向けたスケジュール、検討項目、それらに取り組む際の留意点等に関する情報提供 等

事業の段階



地方創生に資するPPP/PFI事業の支援強化

地域再生法改正法案（民間資金等活用公共施設等整備事業）に基づく特例業務について⁽¹⁾

地方公共団体(特に小規模の地方公共団体)では、PPP/PFIの案件形成のためのノウハウが不足している⁽²⁾。

このため、**民間資金等活用事業推進機構**（PFI推進機構）が地方公共団体の求めに応じ**コンサルティングを行い、公的不動産の有効活用をはじめとするPPP/PFIの推進を図ることを特例業務として可能とする。**

1：本特例業務の追加等を内容とする「地域再生法の一部を改正する法律案」を平成31年3月15日に閣議決定

2：PPP/PFIを推進していないまたはしない理由として、「ノウハウがない」が58.2%（経済財政諮問会議（H27.3.4）資料より）

< PFI推進機構の業務範囲 >

事業 業類型 業務内容	PFI法		その他PPP/PFI
	コンセッション 収益型事業	サービス購入 型事業	公的不動産の有 効活用 等
金融支援 (出資、資金貸 付け等)		—	—
コンサルティ ング支援 (専門家の派 遣、助言等)		本業務特例により支援可能に	

地方創生推進交付金の活用による支援について

PPP/PFIの経験の少ない地方公共団体や小規模の地方公共団体にも裾野拡大を図るためには導入可能性調査等の初期段階からの支援が有効である。

このため、**地方創生に資するプロジェクトとして、PPP/PFIの活用を図る地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について、地方創生推進交付金により積極的に支援する。**

民間資金等活用事業調査費補助事業 (平成30年度第2次補正予算 1.7億円)

事業概要・目的

大規模な災害が相次ぎ、公共施設等が老朽化による更新時期を迎えるとともに、地方公共団体の財政が逼迫している中で、行財政の効率化等の観点からコンセッション事業¹をはじめとした PPP/PFIを早急に導入することが急務である。

民間事業者の資金等を活用するコンセッション事業等の推進を図るため、先行案件を組成するための政策的インセンティブを講じることが必要である。

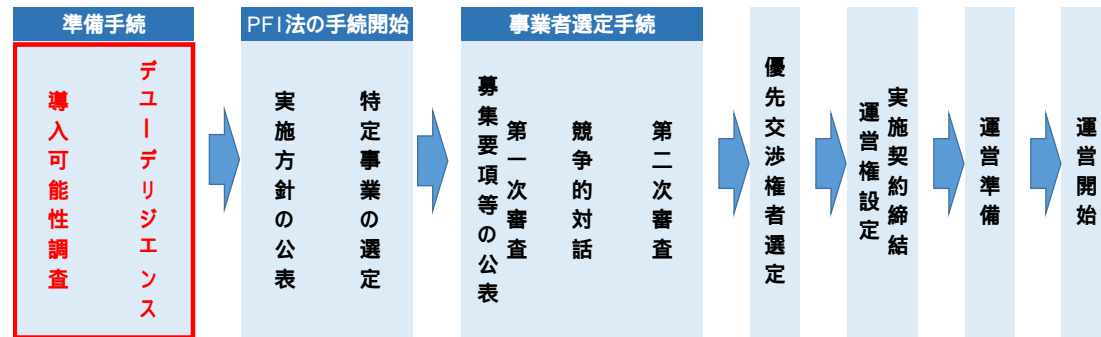
¹ 利用料金の徴収を行う公共施設について、所有権を公共が有したまま、民間事業者に当該施設の運営を委ねる事業。

事業イメージ・具体例

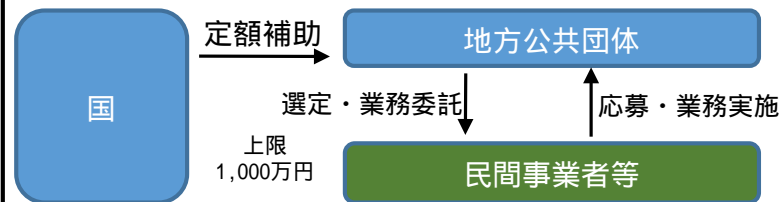
コンセッション事業等の推進に係る準備費用を支援する。

- ・対象者：コンセッション事業をはじめとしたPPP/PFIを検討している地方公共団体
- ・対象経費：コスト削減及び収入増加効果等の算出費用、対象資産の評価に係る費用等

【コンセッション事業の検討プロセス（例）】



資金の流れ



期待される効果

コンセッション事業等を推進する。
防災・減災対策を促進し、公的負担を抑制する。

概要

地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場(地域プラットフォーム)の立ち上げや運営を支援

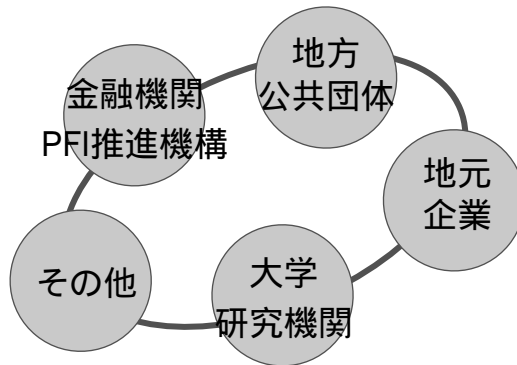
地域プラットフォームに寄せられる案件候補情報のうち、他の地方公共団体への横展開の可能性が高いものについては、サウンディング調査はじめ案件形成に資する支援を合わせて実施

支援内容

対象

地域プラットフォームの継続的な取組実施を通じて、多様なPPP/PFI案件の形成を目指す地域
(複数の地方公共団体等で構成される広域的な地域プラットフォームを重点的に支援)

【地域プラットフォームイメージ】



主な取組： 事例研究等を通じたノウハウ習得
具体事業での官民対話
異業種間のネットワーク形成
具体の案件候補に関する情報提供
民間提案の試行 等

具体的な実施事項(例)

コンサルタントを派遣し、地域プラットフォームの立ち上げから支援終了後の継続的な運営体制の構築までをサポート

- ・ 構成員の決定、活動計画策定 の支援
- ・ セミナー等の開催準備、企画立案、運営の支援
(参加者募集、実施企画の提案、講演者手配、必要資料作成、等)
- ・ 支援終了後の継続的な運営体制構築や運営方法について助言

地域プラットフォームに寄せられる案件(横展開の可能性が高いもの)について、事業の実現性を高めるための情報提供、

助言を実施し、今後の方向性をとりまとめる。

- ・ プラットフォームを通じたサウンディング調査(民間事業者の参入意向や参入条件等の確認)の実施及び結果分析の支援
- ・ 対象事業の類似事例におけるPPP/PFI手法の導入効果や特徴、事業実施に向けたスケジュール、検討項目、取り組む際の留意点等の情報提供 等

平成30年度の支援実績

鳥取県	多摩信用金庫等(東京都)
徳島県	貝塚市等(大阪府)
静岡市	

「地域プラットフォーム協定」の創設

概要

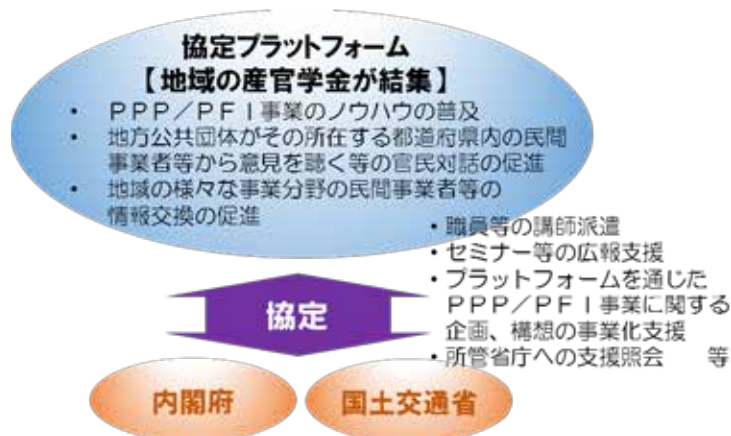
地方公共団体を始め地域の関係者のPPP/PFIに対する理解度の向上を図るとともに、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上やその能力を活用した案件の形成を促進するため、地域の産官学金が集まって、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話を含めた情報交換等を行う地域プラットフォームの代表者と内閣府及び国土交通省が協定を締結

協定内容

対象

代表者に地方公共団体(原則として、都道府県、政令指定都市、人口20万人以上の市区町村のいずれか)が含まれるとともに、代表者と同一の都道府県内の地方公共団体、金融機関、民間事業者等から、構成団体としての参加の希望があったときには、原則としてこれを認める等、一定の要件を満たす地域プラットフォーム

【協定プラットフォームイメージ】



具体的な協定内容(例)

[両府省が協定プラットフォームに求めるもの]

次の) ~) に掲げる機会(参加者(構成団体を含む。以下同じ。)が無償で参加できるセミナー、会合等に限る。)を年1回以上設けること

)参加者がPPP/PFI事業のノウハウを習得する機会

)構成団体である地方公共団体が検討している事業の企画・構想について、協定プラットフォームの代表者が所在する都道府県内の民間事業者等から意見を聴く機会

)地域の様々な事業分野の民間事業者等が情報交換を行う機会

[両府省が協定プラットフォームに提供できるもの]

両府省を始めとする関係省庁の職員及び専門家を講師として派遣すること

○地方公共団体が協定プラットフォームを通じて検討しているPPP/PFI事業に関する企画・構想の事業化を支援すること

支援概要

PPP / PFI事業の実施に当たり、PFI法に基づく民間提案の制度を活用し、民間事業者のアイデアや能力を事業に導入していく取組について支援

支援内容

支援対象

具体的PPP/PFI事業を検討しており、事業の実施にあたりPFI法に基づく民間提案制度の活用を予定する地方公共団体等

実施概要

内閣府職員やコンサルタントの地方公共団体への派遣等により、民間提案の公募、受付、評価、活用検討等の取組を一連で支援

- ・提案公募要領の作成支援
- ・民間事業者への事前説明の支援
- ・提案の評価方法決定への助言
- ・提案の事業への具体的な活用方法の検討支援 等

過年度の支援実績

【平成30年度】

苫小牧市（北海道）

美浜町（福井県）

豊明市（愛知県）

【平成29年度】

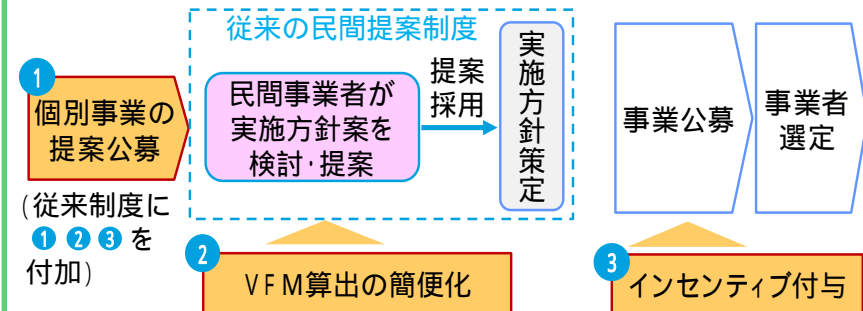
大府市（愛知県）

民間提案制度について

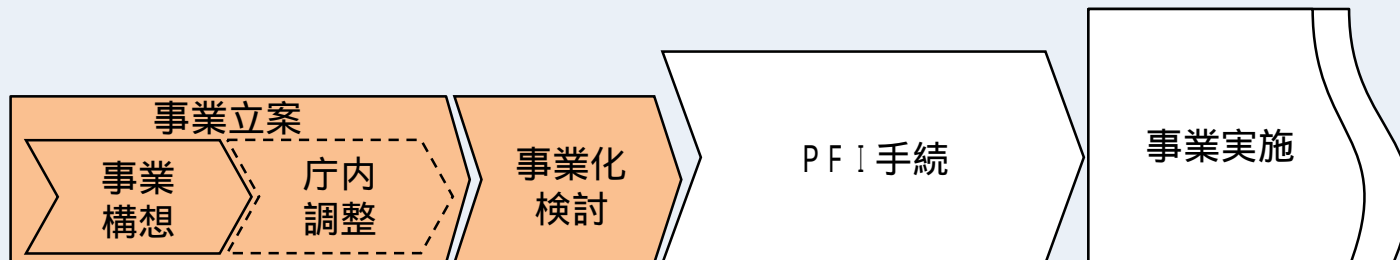
PFI法(第6条)に基づく民間提案制度とは民間事業者の側から、公共施設等の管理者に対しPFI事業の実施方針を定めることを提案できる制度

民間事業者に配慮した制度の活用

制度があまり活用されていない現状の課題を踏まえ民間事業者がより取り組みやすくなるよう、個別事業の提案公募、VFM算出の簡便化、インセンティブ付与、の仕組みを付加した運用を実施



事業の段階



概要

PPP / PFI事業の導入検討段階で、事業の実現性の明確化や今後の方向性を提示することにより新たなPPP / PFI案件の形成を支援

支援内容

対象

PPP / PFI手法を導入しようとする具体の事業があり、それに対し課題がある地方公共団体等

内閣府による支援が妥当と判断される事業を支援対象とします

平成30年度の支援実績

新潟市(新潟県)

和光市(埼玉県)

大東市(大阪府)

田辺市(和歌山県)

具体的な実施事項(例)

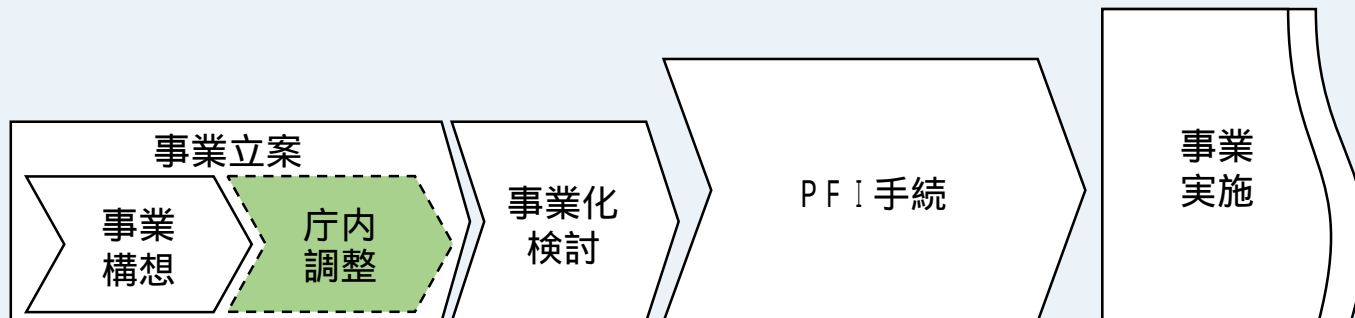
コンサルタントによる資料提供や助言、内閣府職員やコンサルタントの地方公共団体への派遣等により、PPP / PFI事業の実現性の明確化や今後の方向性を提示

- 類似事例におけるPPP / PFI手法の導入効果や特徴
- 事業実施に向けたスケジュール、検討項目、それらに取り組む際の留意点
- 民間事業者の参入意向や参入する際の条件
- 収益化やバンドリング・広域化等の更なる財政負担削減の可能性やそれらに取り組む際の留意点

上記の他、相談内容に応じ支援内容を追加

本支援は、構想・計画段階にある事業について、PPP/PFI手法を導入しての事業化へ円滑に移行していく過程を、支援期間の間に支援するものであり、導入可能性調査そのものを代行するものではありません。

事業の段階



概要

コンセッション事業等の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律・会計・税務・金融等の高度な専門的知識を有する専門家を派遣し、情報提供、助言等の支援を実施

支援内容

対象

高度な専門的検討を必要とする以下のいずれかに該当する事業を実施しようとしている地方公共団体等

- ・コンセッション事業(公共施設等運営権制度を活用したPFI事業)
- ・収益型事業(収益施設の併設・活用等事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業)
- ・公的不動産利活用事業

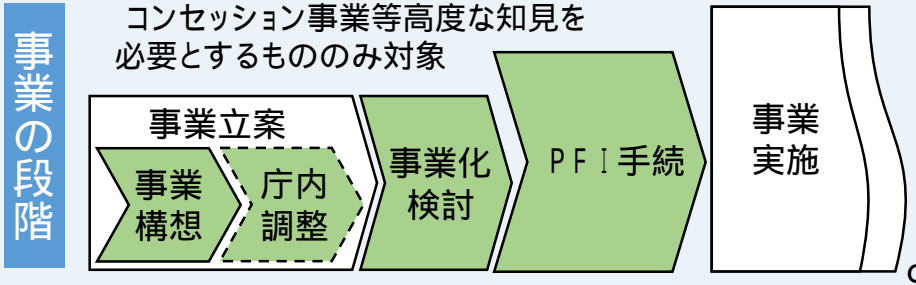
具体的な実施事項(例)

高度な専門的知識を有する専門家を地方公共団体等に派遣し、支援対象事業を実現するために専門的検討が必要な課題について、参考となる情報提供や解決方策の検討に対する助言等を実施

- ・法令上の制約事項や会計・税務の制度等を踏まえた最適な事業スキームの検討に対する助言
 - ・事業採算性の検証の実施(民間事業者ヒアリング、事業収支シミュレーションの実施等)に関する助言
- 対象事業の課題に応じた支援を実施します

過年度の支援実績

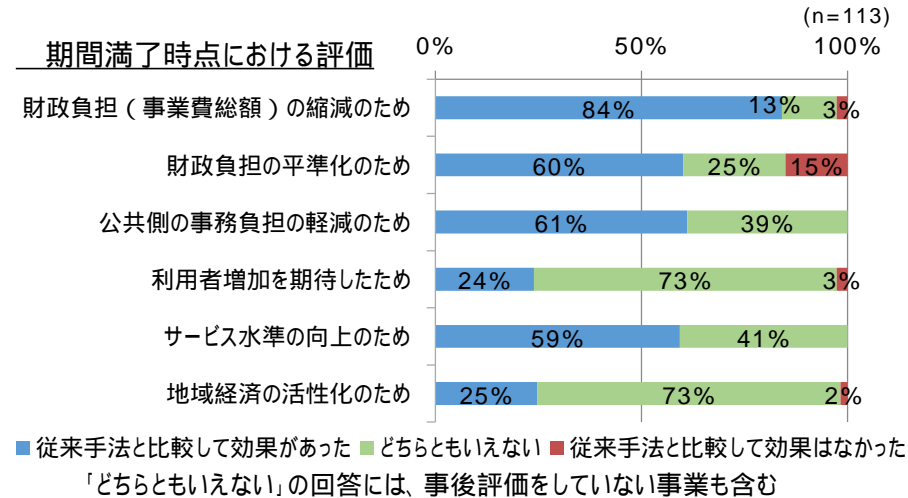
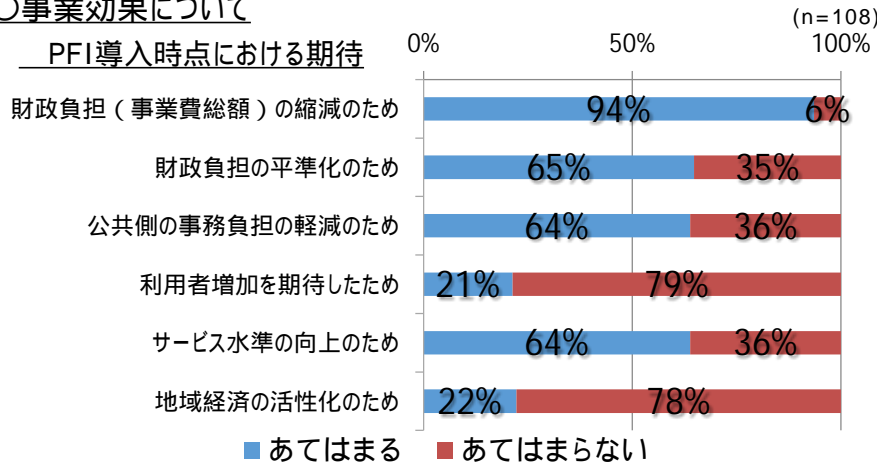
支援対象	富山市(富山県)	【平成30年度】
対象事業	富山市総合体育館運営事業	
	・既存の「公の施設」に運営権を設定する際の法的整理を含む事業スキームの検討	
	・民間提案の取り扱いに関する制度検討	
支援対象	南伊豆町(静岡県)	【平成29年度】
対象事業	広域廃棄物処理施設整備事業	
支援対象	大阪市(大阪府)	【平成28年度】
対象事業	(仮称)大阪新美術館の運営事業	



期間満了PFI事業の検証

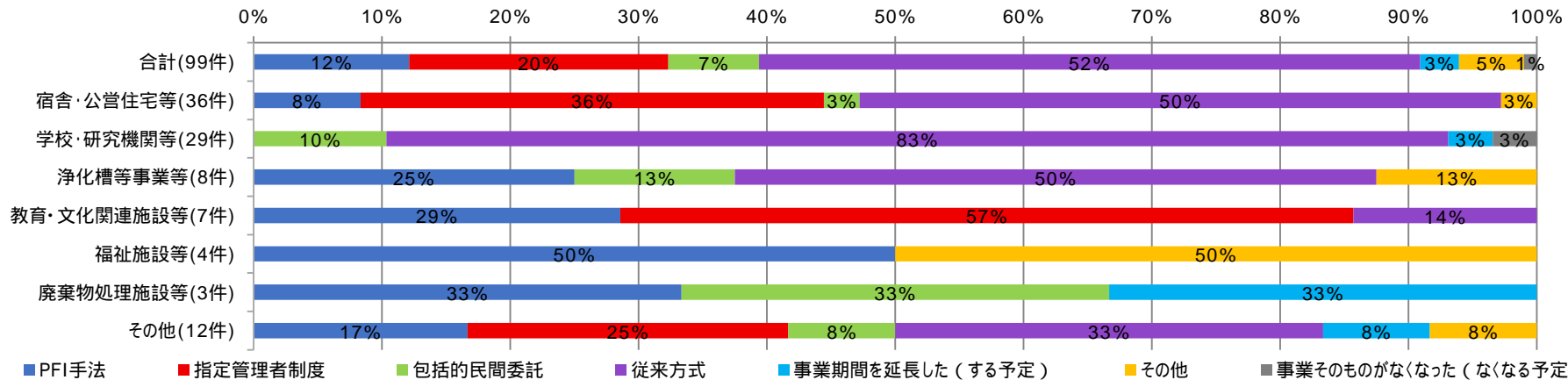
- 国・地方公共団体等における期間満了PFI事業（平成31年度末までの満了予定含む）122事業 に対して平成30年12月にアンケート調査を実施し、117事業（96%）から回答があった。（宿舎・公営住宅等43事業、学校・研究機関等35事業、浄化槽等事業等9事業他）
- 期間満了時点において、導入時点に期待されていた効果は概ね発揮されたとの評価であった。
- 期間満了後の次期事業について、学校・研究機関等では従来方式、教育・文化関連施設等では指定管理者制度、福祉施設等ではPFI手法を採用しているケースが比較的多いことを確認した。
- 今後実施する個別事業ヒアリングと合わせて、多くの地方公共団体が参考にできるような形での情報発信に取り組む。

○事業効果について



○次期事業の事業手法について

「コンセッション方式」を採用するとの回答はなし



地域経済活性化につながるPFI事業推進研究会

○設立趣旨

公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用するPFI事業は、人口減少、財政の逼迫等の厳しい環境下において、地域の行政サービスを効率的に維持・発展させていくための有力な手法である。

このPFI事業を成功させるためには、地域の企業の一層積極的な参画を促進し、地域の特性やニーズを踏まえた良質なサービスの提供、更には雇用の拡大等を図ることが重要である。

このため、内閣府において、地域の企業が積極的に参画できるような環境整備についての研究会を開催するものである。

○開催実績

第1回：平成30年12月26日(水)

- ・課題認識と内閣府の取組について
- ・地域企業等における取組経験とそれを踏まえての要改善課題提起

第2回：平成31年2月1日(金)

- ・地方公共団体、地域金融機関、コンサルタントでの取組経験とそれを踏まえての要改善課題提起
- ・提言の骨子(案)の提示

第3回：平成31年3月5日(火)

- ・地方公共団体、地域金融機関での取組経験とそれを踏まえての要改善課題提起
- ・提言(案)の提示

○提言の骨子(案) 第3回研究会にて提示

1. 地域経済活性化につながるPPP/PFI事業の加速に向けて
(現状認識と課題解決の方向性)
2. PPP/PFI手法による発注促進のための環境改善策
 - ・PPP/PFI手法に対する関係者の理解促進
 - ・PPP/PFI手法による事業化促進
3. 地域の企業の参画促進のための環境改善策
 - ・地域のニーズに応える提案への十分な評価
 - ・地域の企業の連携促進や企画力・提案力向上等の支援

○研究会構成員

- 今井母土子 ((株)長大 まちづくり事業部PPP推進一部課長)
植田和男 (日本PFI・PPP協会 会長)
亀井信幸 (茅ヶ崎商工会議所 会頭、
亀井工業ホールディングス(株) 代表取締役社長)
河田亮一 (加和太建設(株) 代表取締役社長)
滝川 充 ((株)百五銀行 地域創生部課長)
半田容章 (民間資金等活用事業推進機構 代表取締役社長)
福家正治 (徳島県 経営戦略部管財課施設最適化室長)
本間和史 (東根市 教育委員会生涯学習課課長補佐)
棕梨敬介 ((株)YMFZ ZONE プランニング 代表取締役社長)
山口雅之 (富山市 企画管理部行政管理課主幹)
山根淳一 (鳥取県 総務部行財政改革局資産活用推進課係長)

【国の機関】

- 内閣府 民間資金等活用事業推進室長 石川卓弥
参事官 坂本慶介
国土交通省 総合政策局社会資本整備政策課長 小善真司
金融庁 監督局銀行第二課長 島崎征夫

PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)の進捗状況

(1) - 実効性のあるPPP/PFI導入検討・優先的検討の推進

PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)に掲げる具体的取組				PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)に掲げる具体的取組のPDCA	
章	節	内容	期限	平成30年度末までの取組	PPP/PFI推進アクションプラン(平成31年改定版)に掲げる取組案(改定アクションプランの記載案)
3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	国や全ての人口20万人以上の地方公共団体等において、速やかに優先的検討規程の策定が完了するよう、策定における課題の解消に向けた助言等の支援を実施するとともに、毎年度策定状況を公表する。	(平成30年度から)	内閣府の支援事業・プラットフォーム等を通じて未策定団体に対して策定の働きかけ・助言支援等を実施した。 平成29年度末の策定状況を公表済。	【継続】
3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	地域の実情や運用状況、先事例を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への導入促進を図るよう、経験の少ない地方公共団体にも分かりやすい情報の横展開を図る。	(平成30年度から)	内閣府の支援事業・プラットフォーム等を通じて未策定団体に対して策定の働きかけ・助言支援等を実施した。 経験の少ない地方公共団体にも分かりやすいようなパンフレット「PPP/PFIの概要」を作成し、啓発に取り組んだ。	【継続】
3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	PPP/PFIの経験の少ない地方公共団体や小規模の地方公共団体にも実施主体の裾野拡大を図るため、実施主体の負担軽減策として、柔軟性・実効性のある検討・導入手法を検討する。	(平成30年度から)	経験の少ない地方公共団体でもPPP/PFIを前向きに検討できるような環境整備として、コンサルに委託することが多い導入可能性調査を地方公共団体職員自らが簡易的に行えるような方策を公共施設の空調整備事業を対象に事業推進部会で検討し、年度内に取りまとめ予定。	PPP/PFIの経験の少ない地方公共団体や小規模の地方公共団体にも裾野拡大を図るためには導入可能性調査等の初期段階からの支援や実施主体の負担を軽減する導入検討手法の普及が有効である。そのため、地方創生に資するプロジェクトとしてPPP/PFIの活用を図る地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について、地方創生推進交付金により積極的に支援するとともに、公共施設の空調整備・更新事業を例としたPPP/PFI導入可能性調査簡易化マニュアルの周知等により、地方公共団体の負担軽減を図る。(平成31年度から) <内閣府>

PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)の進捗状況

(1) - 実効性のあるPPP/PFI導入検討・優先的検討の推進

PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)に掲げる具体的取組				PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)に掲げる具体的取組のPDCA	
章	節	内容	期限	平成30年度末までの取組	PPP/PFI推進アクションプラン(平成31年改定版)に掲げる取組案(改定アクションプランの記載案)
3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	優先的検討規程の運用状況をフォローアップし、既に策定した運用の手引を踏まえ、運用上の課題の抽出と対応策の検討を行うことにより、運用状況の適正化を図る。	(平成29年度から)	策定率及び策定・運用の課題を把握するべく、国・地方公共団体に対して上期フォローアップ調査を実施した。 地方公共団体へのヒアリングで抽出された課題(導入可能性調査費の捻出)に対する対応策として、上記No.3の負担軽減策を検討中。	【継続】
3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	優先的検討規程の策定及び運用を行い、具体的な案件形成に取り組む地方公共団体に対する支援事業を実施する。	(平成29年度から)	平成30年度内閣府支援事業では、茂原市・高山市を支援対象に選定し、規程の策定・運用(具体的な案件の検討)を支援中。 なお、平成29年度支援した米子市においても、策定が完了し、現在運用がなされているところ。	【継続】
3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	具体的な案件形成が実際に進むように、実施主体の経験に応じた支援・情報(優良事例等)の横展開を図る。なお、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」等を通じて手続きの簡易化が可能である旨を周知するとともに、広域化とPPP/PFIの検討を連携して行うことが有効となるケースも存在する旨も周知する。	(平成30年度から)	優良事例やガイドラインについて、PPP/PFI地域プラットフォーム、各種講演、内閣府ホームページ等を活用して周知を図っている。	【継続】

PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)の進捗状況

(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進

PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)に掲げる具体的取組				PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)に掲げる具体的取組のPDCA	
章	節	内容	期限	平成30年度未までの取組	PPP/PFI推進アクションプラン(平成31年改定版)に掲げる取組案(改定アクションプランの記載案)
3. 推進のための施策	(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進	平成28年版で設定した地域プラットフォーム形成数及びブロックプラットフォーム(地方ブロック単位で形成されたもの)に参画する地方公共団体数の目標は達成した。今後は地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)への地方公共団体の参画を更に促進するとともに、これらを通じたPPP/PFI事業の形成を促進するため、新たな目標値を設定する。	(平成30年度未まで)	内閣府及び国土交通省にて、地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)への地方公共団体の参画を更に促進するとともに、地域プラットフォームを通じたPPP/PFI事業の形成を促進するため、新たな目標値を設定した。	地域プラットフォーム(ブロックプラットフォーム及び平成31年に創設したPPP/PFI地域プラットフォームの協定制度を含む)を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数について、平成30年度～平成32年度の目標を200団体とするとともに、地域プラットフォーム(ブロックプラットフォーム及び平成31年に創設したPPP/PFI地域プラットフォームの協定制度を含む)に参画する地方公共団体数について、平成30年度～平成32年度の目標を600団体とする。(平成32年度未まで) <内閣府、国土交通省>
3. 推進のための施策	(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進	運用マニュアルの周知を図り、運用マニュアルを活用したプラットフォーム形成及び効果的な運営を働きかける。	(平成29年度から)	地方ブロックプラットフォームや各種講演の機会等を利用してマニュアルの周知を図り、地域プラットフォームの形成や運営の参考にしてもらうよう働きかけを実施。また、既存プラットフォームに対しても周知し、今後の運営においてマニュアルを参考にしてもらうよう働きかけを実施。	【継続】
3. 推進のための施策	(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進	地域プラットフォームの実践/ノウハウを有する専門家や経験豊かな地方公共団体職員を既存のプラットフォームに派遣し、情報提供、助言等の支援を実施する。	(平成28年度から)	既存プラットフォームの活動状況を確認する際に、併せて専門家派遣の活用を紹介。要望に応じて専門家の派遣や内閣府職員による対応を実施中。	【継続】
3. 推進のための施策	(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進	複数の地方公共団体・民間事業者等で構成される広域的な地域プラットフォームの形成・運営を支援する。	(平成29年度から)	平成30年度において複数の地方公共団体等で構成される広域的な5地域(鳥取県域、徳島県域、泉南地域、多摩地域、静岡市域)の地域プラットフォーム形成・運営を支援。	【継続】
3. 推進のための施策	(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進	地方公共団体等に対して、地域プラットフォームの形成数や具体の案件形成数等の実施状況のフォローアップを実施し、結果を公表する。	(平成28年度から)	地方公共団体等にアンケートを実施し、地域プラットフォームの形成数、具体の案件形成数の状況をフォローアップし、ホームページで結果を公表する予定	【継続】
3. 推進のための施策	(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進	ブロックプラットフォーム等を積極的に活用し、地方公共団体・民間事業者におけるPPP/PFI事業推進に関する国への施策ニーズの把握に努めるとともに官民対話の促進など、地方公共団体の事業化検討の支援等を行う。	(平成28年度から)	国土交通省と連携し、平成28年度より全国9ブロックにおいて継続的に開催されている会議の中で国の施策や内閣府の取組に関する情報提供や地方公共団体等との意見交換を実施。	【継続】

PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)の進捗状況

(3) 公的不動産における官民連携の推進、(4) 民間提案の積極的活用

PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)に掲げる具体的取組				PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)に掲げる具体的取組のPDCA	
章	節	内容	期限	平成30年度末までの取組	PPP/PFI推進アクションプラン(平成31年改定版)に掲げる取組案 (改定アクションプランの記載案)
3. 推進のための施策	(3) 公的不動産における官民連携の推進	低未利用公的不動産の有効活用が図られるよう、経験値の少ない地方公共団体に対しても分かりやすいように配慮した情報の横展開を図る。例えば、市場性の低い地域であっても有効活用が図られている優良事例を収集し、共通する成功要素や他地域でも活用できる知見等を抽出することや、平成30年3月に改訂した「公的不動産(PRE)の民間活用の手引き」の周知等を通じ、地方公共団体が積極的に公的不動産の有効活用を図るような環境の整備を進める。	(平成30年度から)	優良事例の成功要素や他地域でも活用できる知見等を抽出するため優良事例を調査中。	【継続】
3. 推進のための施策	(4) 民間提案の積極的活用	民間提案を促進するため、「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」の周知を図る。	(平成29年度から)	国土交通省と共催の地方ブロックプラットフォームや地域プラットフォーム、各種講演を活用して周知を図っている。	【継続】
3. 推進のための施策	(4) 民間提案の積極的活用	官民対話・民間提案が一層積極的に活用されるよう、支援事業や実施事例を通じての知見の収集につとめ、既存の指針やガイドラインと併せて周知を図る。	(平成30年度から)	支援事業を通じて民間提案を活用した案件形成の事例を創るとともに、実施事例の情報を収集することで知見を集めているところ。既存の指針やガイドラインと併せて、国土交通省と共催の地方ブロックプラットフォーム、地域プラットフォームや各種講演を活用して周知を図っている。	【継続】
3. 推進のための施策	(4) 民間提案の積極的活用	民間提案を活用する地方公共団体等に対する支援を実施する。	(平成29年度から)	民間提案制度が一層積極的に活用されるうえでの課題を把握し、横展開を行う観点から、公募手続きから活用検討までの一連の公募手続きに対する支援事業を実施。	【継続】

PPP / PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)の進捗状況

(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援

PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)に掲げる具体的取組				PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)に掲げる具体的取組のPDCA	
章	節	内容	期限	平成30年度末までの取組	PPP/PFI推進アクションプラン(平成31年改定版)に掲げる取組案(改定アクションプランの記載案)
3 . 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	平成30年2月に国会に提出されたPFI法の一部を改正する法律案が成立した場合には、同法律案で規定するワンストップ窓口や、地方公共団体等の求めに応じた助言機能等が円滑に運用されるよう速やかに体制を整え、効果的な助言等を実施する。	(平成30年度から)	地方公共団体等からの問合せに対し、適宜助言等を実施。 また、平成30年6月に改正法が成立し、ワンストップ窓口等の支援制度について、体制の構築を図るとともに、説明会等により制度について周知した。	ワンストップ窓口や助言機能等により、地方公共団体等の求めに応じ、効果的な助言等を実施する。
3 . 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	PPP/PFI事業の専門家や法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有するコンセッション事業の専門家を地方公共団体等に派遣し、PPP/PFI事業の実施に関する情報提供、助言等の支援を実施する。	(平成28年度から)	地方公共団体等の求めに応じ、専門家を派遣し、情報提供、助言等を行っているところ。 また、富山市が検討している総合体育館へのコンセッション手法の導入について、高度専門家により課題検討支援を実施。	【継続】
3 . 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	バンドリング・広域化、あるいは公的不動産利活用を含めた幅広い種類のPPP事業について先導性の高い優良事例を収集する。この際、地域経済の活性化への貢献のほか、庁内での意思決定段階、プロジェクト推進段階、あるいは地元関係者との合意形成の段階等に踏み込んだ成功要因の分析も行い、これを同種・類似のPPP/PFI事業を実施しようとする地方公共団体等へ情報提供することにより横展開を図る。	(平成29年度から)	調査業務を活用し、事例についての情報収集を行い、活用が進んでいない分野や重点的に推進を図るべき分野等、分野ごとの状況を把握。それぞれの分野の状況に応じた情報収集及び横展開について検討を実施中。	【継続】
3 . 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	首長、地方議会等のPPP/PFIに対する理解促進を図るため、首長、地方議会等を対象としたセミナー等を実施する。	(平成29年度から)	国土交通省と連携し、全国のブロックプラットフォームにおける首長意見交換会を実施している。 また、首長や地方議員が参加する講演に、内閣府職員やPPP/PFI専門家を派遣し、PFIに対する意識醸成や理解促進を図っている。	【継続】
3 . 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	高度専門家によるアドバイス事例について、支援を受けた地方公共団体以外にも活用可能で有意義な情報は整理し、広く情報共有を図っていく。	(平成30年度から)	内閣府の支援事業等を活用して、事例を創っているところ、また、事例を収集しているところであり、一定の知見が収集されたところで広く情報共有につとめたい。	【継続】
3 . 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	PPP/PFIの活用が進む先進的な地方公共団体の取組や組織設計等のうち、共通する要素や特徴的な要素等を抽出し、他の地方公共団体を参考となるような情報の横展開を図る。	(平成30年度から)	アクションプラン前半5年間レビューにおいて、先進的取り組みを紹介するなど、情報の横展開を図った。	【継続】

PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)の進捗状況

(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用

PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)に掲げる具体的取組				PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)に掲げる具体的取組のPDCA	
章	節	内容	期限	平成30年度末までの取組	PPP/PFI推進アクションプラン(平成31年改定版)に掲げる取組案 (改定アクションプランの記載案)
3. 推進のための施策	(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	リスクマネーの「呼び水」としての機構の出融資を最大限活用し、案件形成プロセスの早期の段階から牽引役としての役割を果たし、重点分野に掲げるコンセッション事業の着実な実現を図るとともに、PPP/PFI手法導入優先的検討規程や公共施設等総合管理計画の本格的な運用を開始する地方公共団体を中心に収益型事業を推進する。	(平成28年度から)	・平成30年度は、3月末時点までに6案件(福岡空港特定運営事業等、須崎市公共下水道施設等運営事業等)について支援決定	【継続】
3. 推進のための施策	(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	上下水道のコンセッション事業の導入に当たっては、これらの事業が抱える中長期的な経営上の課題について首長の認識や住民の理解を得ることが前提となる。このため、機構のコンサルティング機能をフルに活用し、上下水道の事業計画・収支計画・資金計画等の検討をサポートし、コンセッション事業の導入に向けた検討を促進する。	(平成28年度から)	・浜松市上下水道事業管理者と上水道コンセッションの制度設計に係る論点を整理 ・宮城県上下水道一体官民連携運営検討会に参加のうえ、制度設計に係る意見を陳述 ・下水道展(2018年)の併催企画として国土交通省が開催した「下水道における課題解決のためのPPP/PFI説明会」においてパネルディスカッションに参加。 ・国土交通省による「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」に参加し、意見を交換 ・厚生労働省・経済産業省による「水道分野における官民連携推進協議会」に参加し、意見を交換	【継続】
3. 推進のための施策	(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	地域におけるPFI事業で地域の民間事業者が主導的な役割を担うことができるよう、PFIに係る知識や具体的案件への取組方法等の情報提供を行うとともに、地域金融機関等に対しリスク分析手法や契約実務等に係るプロジェクトファイナンスのノウハウの移転を進め、地域人材の育成を図る。	(平成28年度から)	・平成30年度においては、現在進行中の案件に関わる事業者や金融機関へのサポートを行うとともに、財務局(北陸、東海、近畿、中国)、財務事務所(山口)及び地域プラットフォーム(鳥取県及び富山県)等で、PFIのファイナンスについて講演を実施	【継続】
3. 推進のための施策	(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	コンセッション事業を推進する地域金融機関、民間機関投資家等の関係者との協議を継続するとともに、案件の形成支援と資金の供給を通じて、全国各地において多様な分野で多数の収益型事業に対して安定的に民間資金が供給されるような環境の整備に寄与することにより、民間インフラファンドの組成を推進する。	(平成28年度から)	・地銀等4行、民間ファンド8社、証券会社1社と、機構からの出資を得た形での民間インフラファンド設立に係るファンド運営方法及び投資案件動向に係る意見交換を実施。 また、三菱商事株式会社の100%連結子会社である丸の内インフラストラクチャー株式会社が組成した丸の内インフラストラクチャー投資事業有限責任組合について支援決定(2017年10月)。	【継続】

PPP / PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)の進捗状況 (7)その他

PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)に掲げる具体的取組				PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)に掲げる具体的取組のPDCA	
章	節	内容	期限	平成30年度末までの取組	PPP/PFI推進アクションプラン(平成31年改定版)に掲げる取組案 (改定アクションプランの記載案)
3. 推進のための施策	(7) その他	事業期間が満了したPPP/PFI事業について、事業期間中に発生した効果・課題等を官民双方の視点から検証するとともに、まだ多くの地方公共団体でPPP/PFI事業の導入が進まない理由を分析する。	(平成30年度から)	期間満了PFI事業(期間満了済・平成31年度末までに期間満了予定の約140事業)に対してアンケート調査を行い、全体的な傾向分析を行った。 本年2月の事業推進部会にアンケート結果を報告すると共に、今後の個別事業の検証について進め方等を議論頂く予定。	(5)情報提供等の地方公共団体に対する支援に移動 事業期間が満了したPPP/PFI事業について、事業期間中に発生した効果・課題等を官民双方の視点から検証し、有効な情報を地方公共団体に横展開する。(平成30年度から) <内閣府>
3. 推進のための施策	(7) その他	官民が双方の強みを生かした適切な役割分担でPPP/PFI事業を実施することにより、適切な民間事業者・投資家が参画しやすくなるよう、官民のリスク分担や契約条件等の実態把握調査を行い、対策を検討する。	(平成30年度から)	改正PFI法の成立等を踏まえ、国内民間企業等からのヒアリングを実施。	地方公共団体の負担軽減のため、事業ごとに官民のリスク分担が異なることや官民の創意工夫を阻害しないことに留意しつつ、標準契約書のニーズ等の実態把握調査や事業契約書を分野別に収集・整理・分析するなど、事業契約書作成に係る支援環境整備を検討する。(平成31年度から) <内閣府、関係省庁>
3. 推進のための施策	(7) その他	国・地方公共団体等が自ら資産を保有し、公共サービスを提供するという従来の手法以外の柔軟な手法の有効性・必要性について検討するため、公共施設等を保有しないケースの事例を収集し、公共施設等の保有・非保有に関する整理・検討を行う。	(平成30年度から)	公共施設等を保有しないケースの事例を収集及び公共施設等の保有・非保有に関する整理・検討を実施中。	[継続]